

平成 16 年 11 月 30 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 15 号

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

公表にあたって

地球温暖化防止を目的とし、国ごとに二酸化炭素などの排出量削減義務を具体的に数値目標として定めた京都議定書（＜参考＞1 参照）は、平成 17 年 2 月に発効することが見込まれ、これにより我が国は排出量削減の約束を達成する必要が生じることになります。この約束達成に関連して、国内制度として、企業ごと又は業界ごとに排出量削減義務を課すかどうかについて議論されてきておりますが、個々の企業においては、既に自主的な排出量削減に対する取組みがなされております。

こうした中、近時、排出量取引、すなわち、自主的な行動計画として設定した数値目標や将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として、京都メカニズム（＜参考＞2 及び 3 参照）におけるクレジット（以下「排出クレジット」という。）を獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者へ販売するために排出クレジットの獲得を図る取引が見受けられます。このような排出クレジット獲得のための支出等に関する会計処理を明確にすべきという意見があることから、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、当面必要と考えられる実務上の取扱いを検討してまいりましたが、平成 16 年 11 月 26 日の第 69 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 16 年 9 月 29 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

- 当面必要と考えられる会計処理のみを扱っていること
諸外国の一部で導入が予定されているような企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理や、いわゆるトレーディング目的の取引に関する会計処理は取り扱っていない。

- 会計処理の考え方
 - 排出クレジットに関わる投資の性質
排出クレジットに関わる投資は、現状では事業投資に該当するものと考えられることから、原則として取得原価基準による会計処理を行う。

 - 対象とする排出クレジットの取引
本実務対応報告では、事業投資としての排出クレジットを、さらに専ら第三者に販売する目的で取得する場合と、将来の自社使用を見込んで取得する場合の二つに分け、それぞれについて、他者から購入する場合と出資を通じて取得する場合の会計処理を示している。

- 会計処理の概要
 - 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合
他者から購入する場合には、通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。
出資を通じて取得する場合には、個別財務諸表上、「金融商品に係る会計基準」に従い会計処理する。なお、契約等により出資のリターン及び出資元本の返還のほとんどが、現金ではなく排出クレジットの分配によりなされる場合がある。このような場合であって、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるときには、通常の商品等の購入と同様に、「前渡金」として会計処理する。

 - 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合
他者から購入する場合には、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。
出資を通じて取得する場合には、個別財務諸表上、「金融商品に係る会計基準」に従い会計処理する。なお、上記と同様に、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、通常の「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入と同様の会計処理を行う。

< 参 考 >

1. 京都議定書

1997年京都で開催された第3回国連気候変動枠組条約締約国会議において、2008年から2012年における二酸化炭素などの排出量を、1990年比で欧州は8%、日本は6%削減する数値目標を課すこととした「京都議定書」が採択された。この京都議定書は、数値目標を先進国（以下「附属書 国」という。）に導入した点、限界コストの安いところで排出量を削減すること（京都メカニズム）を認めた点の二つが特徴である。

2. 京都メカニズム

京都メカニズムとは、京都議定書において定められた排出クレジットを追加取得する仕組みであり、具体的には次の三つの手法がある。

(1) 共同実施 (JI) (京都議定書 6 条)

附属書 国同士が共同で排出量削減に係る事業を実施し、その削減分の排出クレジットを投資国が取得できる制度

(2) クリーン開発メカニズム (CDM) (京都議定書 12 条)

附属書 国と非附属書 国（発展途上国）が共同で排出量削減に係る事業を実施し、その削減分の排出クレジットを投資国（附属書 国）が取得できる制度

(3) 排出量取引 (ET) (京都議定書 17 条)

各国の排出量削減目標を達成するため、附属書 国同士が排出クレジットを取引する制度

3. 国の排出量削減義務達成の仕組み

京都議定書が発効された場合、そこで定められている国の排出量削減義務を達成するためには、実績排出量に相当する排出クレジットを国が管理する国別登録簿上の償却口座に移転することが必要である。

なお、京都議定書及び京都メカニズムの詳細に関しては、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/）又は環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/earth/>）を参照のこと。

以 上